

## 新学校給食センターの運営方法について

### I. 新学校給食センターの運営方法について

#### 1 新学校給食センターの運営に係る検討

東大和市学校給食基本計画(平成24年11月策定)を受け、新学校給食センター運営の民間委託について検討する。委託する場合は、献立の作成、食材料の購入、味つけ等の確認、食育指導等、学校給食調理における行政の責任を果たし、適正な請負となるよう留意する。

#### 民間委託した場合のメリット

調理業務においては、大量調理の経験・ノウハウを持っている民間業者が多数存在するため、以下のメリットが期待でき、給食の充実につなげることができる。

- ①給食調理の向上
- ②業務の効率性向上
- ③業者選定に競争性が働くことによる経費の節減
- ④食育指導の充実

#### 2 民間委託を検討するに至った理由

##### (1) これまでの民間委託への方向性

- ①東大和市第3次行政改革大綱(平成19年度～23年度)平成18年12月  
民間活力の積極的な導入の項目において「学校給食のあり方について、検討組織を立ち上げ検討を進める。」
- ②技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針 平成20年3月  
技能労務職員について「民間活力の導入や適正な定員管理の推進に伴う退職者不補充により、職員数を抑制」する。
- ③東大和市第4次行政改革大綱(平成24年度～28年度)平成24年1月  
「学校給食の運営方法について、民間活力の導入を含めたあり方を検討する。」
- ④東大和市学校給食基本計画 平成24年11月  
「給食業務の運営にあたっては、民間活力の導入を含め、そのあり方について検討する必要がある。」

(2) 技能労務職員数の推移

技能労務職員数は、事務事業の委託化等の推進に伴う退職者の不補充により減少している。

各年4月1日現在（単位：人、歳）

年	人数	平均年齢	年	人数	平均年齢	年	人数	平均年齢
平成9	75	47歳2月	平成30	17	53歳0月	平成37	6	56歳6月
平成19	36	48歳3月	平成31	17	54歳0月	平成38	6	57歳6月
平成25	23	50歳2月	平成32	17	55歳0月	平成39	4	57歳8月
平成26	22	50歳9月	平成33	16	55歳8月	平成40	4	58歳8月
平成27	22	51歳9月	平成34	16	56歳8月	平成41	2	58歳11月
平成28	21	52歳5月	平成35	12	56歳9月	平成42	1	59歳7月
平成29	21	53歳5月	平成36	8	56歳5月	平成43	0	—

※学校給食センター以外に所属する技能労務職員（平成25年4月現在6名）を含む。

※平成26年以降は、新規採用がなく、定年退職を加味した場合の推定人数である。

(3) 現学校給食センター調理員等構成

調理員については、非正規職員が半数以上を占めている。技能労務職員の減少により、今後さらに非正規職員の増加が予想される。

職種等		第一学校給食センター		第二学校給食センター	
調理員	時間帯	午前	午後	午前	午後
	正規職員	8人	8人	9人	9人
	再雇用職員	1人	1人	0人	0人
	臨時職員	11人	8人	12人	9人
配膳員（臨時職員）		31人			

※調理・臨時職員の勤務パターンは、午前のみ・午後のみ・一日とあるが、それぞれの時間帯に勤務する実人数（平成25年4月現在）を記載した。

※配膳員は、各校2名。21学級以上ある第八小学校のみ3名配置している。

3 民間委託の検討にあたっての予算措置

平成25年度の一般会計補正予算（第3号）において、学校給食センター運営委員会委員報酬増額の予算計上を予定している。

4 今後の予定

- (1) 学校給食センター運営委員会への諮問 平成25年11月
- (2) 学校給食センター運営委員会からの答申 平成26年2月
- (3) 新学校給食センターの運営に関する保護者説明会 平成26年4月以降

## II. 専門部会の設置について

### 1 専門部会設置の根拠

東大和市学校給食センター運営委員会規則第7条

**参考** 東大和市学校給食センター運営委員会規則より抜粋

(会長及び職務代理者)

第5条 運営委員会に会長を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 運営委員会は、必要があると認めたときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

4 第5条(第1項を除く。)及び前条の規定は、専門部会の運営について準用する。

### 2 運営

東大和市学校給食センター運営委員会・専門部会は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第7条に基づき下記の通り運営される

- ① 運営委員会会長による部会員の指名 (第7条第2項)
- ② 専門部会部会長の部会員による互選 (第7条第3項)
- ③ 部会長の指名による副部会長の選任 (第7条第4項…第5条第3項の規定を準用)
- ④ 部会長による部会の招集 (第7条第4項…第6条第1項の規定を準用)
- ⑤ 部会員半数以上の出席による会議成立 (第7条第4項…第6条第2項の規定を準用)
- ⑥ 出席部会員の過半数による議決。可否同数の場合は部会長が決する (第7条第4項…第6条第3項の規定を準用)

3 開催時期及び回数、スケジュール（案）

平成25年11月～平成26年2月まで全4回（他に予備1回）、  
午後2時～4時開催（第3回のみ午前中）

回数	日程案	内容
第2回 運営委員会	平成25年11月22日（金）	1 諮問 2 専門部会設置
第1回 専門部会	平成25年11月22日（金）	1 部会長・副部会長選任 2 諮問の審議
第2回 専門部会	平成25年12月19日（木） ～12月25日（水）頃	1 諮問の審議
第3回 専門部会	平成26年1月14日（火） ～1月17日（金）頃	1 諮問の審議 （他市視察）
第4回 専門部会	平成26年1月21日（火） ～1月28日（火）頃	1 答申原案の審議
第5回 専門部会 （予備）	平成26年1月29日（火） ～2月3日（月）頃	1 答申原案の審議
第3回 運営委員会	平成26年2月6日（木）	1 部会報告 2 答申案の審議
（参考） 教育委員会定例会	平成26年2月21日（金）	答申 ※運営委員会委員の出席は 必要ありません

4 開催場所 第二学校給食センター

5 部会員数（案） 7名

内訳（案）

区分	人数	氏名	所属
小学校長	2名		
中学校長	1名		
小学校保護者代表	3名		
中学校保護者代表	1名		
合計	7名		

6 その他

- （1）会議は公開とする。傍聴は当日受付。定員：10名以内。
- （2）専門部会開催日程・審議スケジュールについて市ホームページに掲載